

様式第十号(第十条の九関係)

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

平成△△年〇〇月〇〇日

島根県知事 溝口善兵衛 殿

申請者

住 所 〒685-0000

隠岐郡隠岐の島町〇〇〇番地

氏 名 株式会社 海士

代表取締役 海士 さざえ

電話番号 08512-2-〇〇〇〇

産業廃棄物収集運搬
産業廃棄物処分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、

業
業
業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	平成〇△年△□月□□日 第32〇〇654321号
収集運搬業・処分業の区分	産業廃棄物収集運搬業 (積替え・保管行為を含まない。)
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあっては、取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)	<p>※ この欄には、変更後の事業範囲を記載します。</p> <p>燃え殻、污泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類 以上 12品目 これらのうち、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物を除く。</p> <p>ガラスくず等及びがれき類の2品目についてのみ積替え・保管行為を行う。</p>
変更の内容	<p>※ この欄には、変更する内容を具体的に記載します。</p> <p>污泥の限定(含水率85%以下のもので無機性のものに限る。)を解除し、 廃油及び動植物性残さの2品目を追加し、 ガラスくず等、がれき類の2品目について積替え・保管行為を行う。 積替え保管については、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物を除く</p>
変更理由	事業の拡大のため
変更に係る事業の用に供する施設の 種類、数量、設置場所、設置年月日、 処理能力、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> 所在地：隠岐郡隠岐の島町△△△番地 面積：100m² 積替え・保管を行う産業廃棄物の種類：ガラスくず等、がれき類 以上2品目 石綿含有産業廃棄物であるものを含み (→<u>取り扱わない場合は、'除き'と記載します。</u>)、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物を除く。 保管上限：52m³ 積み上げることのできる高さ：1.25m
変更に係る事業の用に供する施設の 処理方式、構造及び設備の概要	同上
※ 事務処理欄	

※この2つの欄には、許可証に記載された許可の年月日、許可番号、業の区分を記載します。

申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
かぶしきがいしゃ あま 株式会社 海士	隠岐郡隠岐の島町〇〇〇番地	
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
該当なし	※該当がない場合は、「該当なし」と記載します。	
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
あま さざえ 海士 さざえ	昭和45年5月2日 代表取締役	隠岐郡西ノ島町。。。番地 隠岐郡隠岐の島町。。。番地
あま しらしま 海士 しらしま	昭和45年2月9日 監査役	松江市大輪町***番地 隠岐郡隠岐の島町。。。番地
あま はるか 海士 春香	昭和8年10月1日 相談役	隠岐郡西ノ島町。。。番地 隠岐郡西ノ島町。。。番地
以上		
※基本的に法人の登記事項証明書に記載の役員(監査役含む。)が該当しますが、相談役、顧問等役員に準ずる者がいる場合はこれらの者もすべて記入します。		

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき)

発行済株式の総数	200株		出資の額	200万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本	籍
		割合	住	所
あま さざえ 海士 さざえ	昭和45年5月2日	25株	隠岐郡西ノ島町。。番地	
		12.5%	隠岐郡隠岐の島町。。番地	
あま しらしま 海士 しらしま	昭和45年2月9日	25株	松江市大輪町***番地	
		12.5%	隠岐郡隠岐の島町。。番地	
あま はるか 海士 春香	昭和8年10月1日	100株	隠岐郡西ノ島町。。番地	
		50%	隠岐郡西ノ島町。。番地	
あまぶっさん かぶ しきがいしゃ 海士物産 株式会社		50株		
		25%	隠岐郡隠岐の島町〇〇〇番地	
以上		※住民票のとおりに入ります。		

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
該当なし	※該当がない場合は、「該当なし」と記載します。		

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者をすべて記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

※手数料は、島根県証紙をここに貼ることにより納めます。
変更許可申請は、71,000円です。

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

これまで主に県内の建設工事に伴って発生する産業廃棄物を排出事業者の委託を受けて収集運搬していたが、この度、食品製造会社から出る廃油、動植物性残さも排出事業者の委託を受けて収集運搬する計画です。

また、その他にも県内事業者が排出する産業廃棄物について、排出事業者の委託を受けて許可の範囲内で収集運搬する計画です。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	燃え殻	10m ³ /月	建設廃材	隠岐島内の排出事業者	該当なし	エコ○△□(株) 隠岐郡隠岐の島町・番地
2	汚泥	20m ³ /月	泥状	同上	該当なし	同上
3	廃油	5t /月	廃食油	(有)◇かまぼこ隠岐郡○○町□番地	該当なし	(有)○○産廃 隠岐郡隠岐の島町□番地
4	廃プラスチック類	20m ³ /月	建設廃材	隠岐島内の排出事業者	該当なし	エコ○△□(株) 隠岐郡隠岐の島町・番地
5	紙くず	5m ³ /月	建設廃材	同上	該当なし	同上
6	木くず	10m ³ /月	建設廃材	同上	該当なし	同上
7	繊維くず	5m ³ /月	建設廃材	同上	該当なし	同上
8	動植物性残さ	10m ³ /月	魚のあら等	(有)◇かまぼこ隠岐郡○○町□番地	該当なし	(有)○△産廃 隠岐郡隠岐の島町□番地
9	ゴムくず	5m ³ /月	建設廃材	隠岐島内の排出事業者	該当なし	エコ○△□(株) 隠岐郡隠岐の島町・番地
10	金属くず	15m ³ /月	建設廃材	同上	該当なし	同上

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

前ページに記載

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の 種 類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性 状	予定排出事業場 の名称及び所在 地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
11	ガラスくず 等	10m ³ /月	建設廃材	隠岐島内の排出 事業者	隠岐郡隠岐の島 町△△△番地	排出事業者の指定する島 根県内の処分業者
12	がれき類	70m ³ /月	建設廃材	同 上	隠岐郡隠岐の島 町△△△番地	同 上
13	上記のうち 石綿含有産 業廃棄物	5m ³ /月	建設廃材	同 上	隠岐郡隠岐の島町 △△△番地	排出事業者の指定する島 根県内の処分業者
14	上記のうち 水銀使用製 品産業廃棄 物	1m ³ /月	建設廃材	同 上	該当なし	排出事業者の指定する島 根県内の処分業者
15	以下余白					

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(第2面)

3. 運搬施設の概要					
※ 別紙に一覧表を作成することもできます。					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	塵芥車	島根 88 か〇〇〇〇	2,100 kg	株式会社 △△	※ 運搬車の表示方法、土砂等限定付き車両であるなど参考となることを記載します。
2	バン	島根 44 さ〇〇〇〇	750 kg	株式会社 △△	
3	フックロール車	島根 44 ま〇〇〇〇	2,000 kg	株式会社 △△	
4	2 t ダンプ	島根 11 や〇〇〇〇	2,000 kg	株式会社 環境〇〇	マグネット式表示
5	5 t ダンプ	島根 400 さ〇〇〇〇	5,000 kg	株式会社 △△	マグネット式表示 ※土砂禁車両
6	※ 検証の備考欄で「積載物は、土砂等以外のものとする」の限定のある車両では、土砂等に該当する産業廃棄物（例えば、がれき類、鉋さい、コンクリートくず等）を運搬することはできないので、注意が必要です。				
7					
8	水密式天蓋付 ダンプ	島根 400 て〇〇〇〇	2,000 kg	株式会社 環境〇〇	マグネット式表示
9	軽トラック	島根 480 い〇〇〇〇	350 kg	株式会社 環境〇〇	マグネット式表示
10					
事務所の所在地		隠岐郡隠岐の島町〇〇〇番地			
駐車場の所在地		隠岐郡隠岐の島町〇〇〇番地 ※ 付近の見取図を添付すること。			
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
鋼製蓋付きドラム缶	燃え殻、汚泥、 動植物性残さ	200 L 50個	※含水率が高いものを運搬する際は、水密性容器を用意します。 ※ 動植物性残さ等悪臭のあるものを運搬する場合は、密閉容器が必要です。		
ポリ容器	廃油	18 L 30個			
フレキシブルコンテナ	紙くず、繊維くず	30個			
シート	飛散防止のため	10枚			

(3) 積替施設又は保管施設の概要

① 所在地

隠岐郡隠岐の島町△△△番地

②保管する産業廃棄物の種類及び保管数量

がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く） ○○m³

がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む） ○m³

ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く） ○○m³

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

車両毎の用途

塵芥車：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず

バン：燃え殻、汚泥、廃プラスチック類

フックロール車：燃え殻、汚泥、廃プラスチック類

ダンプ、トラック：燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類、廃油、動植物性残さ

水密式天蓋付ダンプ：含水率の高い汚泥

なお、土砂等の積載が禁止されているダンプ車両（島根 400 さ〇〇〇〇）では、がれき類、ガラスくず等、汚泥は運搬しません。

収集運搬業務を行う時間 8：00～17：00

休業日：土曜、日曜、祝日その他自社カレンダーによる

従業員数の内訳

平成△△年〇〇月〇〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
※兼務がある場合は重複して計上することのないように括弧書で記入します。							
3人	0人	0人	役員と兼務(2人)	7人	5人	0人	15人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

廃棄物をシートで覆い飛散流出を防止する。

動植物残さ等は蓋付きドラム缶に入れ、密閉して悪臭を防止する。

含水率の高い汚泥については水密式天蓋付ダンプを使用し、その他の液状物については、蓋付きドラム缶等に入れて運搬することにより、悪臭や飛散流出を防止する。

道路交通法を遵守し、廃棄物の過積載はしない。

さらに、石綿含有産業廃棄物の運搬に当たっては、他のものと仕切で区別し破損しないように丁寧に扱う。

また、その運搬に当たっては、法令に加え石綿含有廃棄物等処理マニュアルに従う。

水銀使用製品産業廃棄物は破碎することがないように、他の物と混合する恐れがないように〇〇〇に入れ、丁寧に運搬する。また、運搬に当たっては、法令に加え水銀廃棄物ガイドラインに従う。

(2) 積み替え保管施設において講ずる措置

強風等で飛散しないようシート養生する。

適量になったら処分場へ運搬する。

さらに、石綿含有産業廃棄物の積み替え保管場所では、その他の廃棄物混合しないよう仕切で隔てる等石綿含有産業廃棄物等処理マニュアルに従う。

(3) その他

講習会修了者が責任を持って環境保全について社内教育を徹底する。

苦情には誠意をもって対応する。

(第6面)
運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号	
前 面 写 真	<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の前面（真正面）を撮影すること。・ナンバープレートが確認できること。
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の側面（真横）を撮影すること。・名称等の車体の表示が確認できること <p>既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。</p> <p>車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p> <p style="text-align: right;">撮影 年 月 日</p>

(第7面)

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	年 月 日

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	年 月 日

(第8面)

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

内 訳		金 額 (千円)
事業の開始に要する資金の総額		既存の施設を使用するため、新たな資金は必要としない。
	土 地	
	事 務 所	
	収集運搬車両	
	積替保管施設	
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	(借入先名)	
	そ の 他	
	増 資	

備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること

(第9面)

資産に関する調書(個人用)

平成△△年〇〇月〇〇日現在

資産の種別	内 容	数 量	価 格、金 額 (千円)
現金預金	α 銀行普通預金	1	1,000 千万
	β 銀行当座預金	1	2,500 千万
有価証券			※第9面は個人が申請する場合 に必要な書類です
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地	事務所及び事業場用地	300m ³	25,000 千万
建 物	事務所及び車庫	各1棟	10,000 千万
備 品			
車 両	収集運搬車両	7台	10,000 千万
そ の 他			
資 産 計			48,500 千万
負債の種別	内 容	数 量	価 格、金 額 (千円)
長期借入金	β 銀行融資	1	3,000 千万
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			3,000 千万

(第 10 面)

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であることを誓約します。

平成△△年〇〇月〇〇日

島根県知事 溝口善兵衛 様

申請者

住所 隠岐郡隠岐の島町〇〇〇番地

氏名 株式会社 海士
代表取締役 海士 さざえ
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印